

函 経 商

令和 8 年(2026年) 3 月 2 日

経済建設常任委員会委員 各位

経 済 部 長

参考資料の配付について

このことについて、函館市プレミアム付商品券発行事業の概要がまとまりましたので、別紙のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

函館市プレミアム付商品券発行事業概要

(商業振興課)

## 函館市プレミアム付商品券発行事業概要

### 1 商品券の概要

#### (1) 発行目的

食料品等の物価高騰の影響を受けている市民の負担を軽減するとともに、地域経済の活性化を図るため、函館市プレミアム付商品券を発行する。

#### 【事業のポイント】

- ・購入のしやすさに配慮し、1セットの販売額を前回の10,000円から5,000円に変更する。
- ・家計負担の軽減効果を高めるため、プレミアム率を前回の20%から40%に引き上げる。
- ・申込総数が発行数を上回った場合は、申込セット（口）数の多い申込者を対象に販売数を減数調整し、申込者全員が購入できるよう対応する。

#### (2) 発 行 者

函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会

#### (3) 商品券の種類等

区 分	紙商品券	電子商品券	合 計
発 行 額	28億円	7億円	35億円
発 行 数	40万セット	10万口	50万セット・口
額 面	1セット7,000円 (1,000円×7枚)	1口7,000円	
販 売 価 格	1セット5,000円	1口5,000円	
プレミアム率	40%		
有 効 期 間	令和8年(2026年)5月15日(金)～令和8年(2026年)11月14日(土)		

### 2 申込方法（事前申込制）

区 分	紙商品券	電子商品券
申 込 期 間	令和8年(2026年)4月1日(水)～4月14日(火)	
申 込 資 格	平成20年(2008年)4月1日以前に生まれた函館市民	
申 込 方 法	ア 専用ウェブサイト上の申込用フォームからの申込み イ 申込用はがきによる申込み 申込用はがきは、市政はこだて4月号に折込み、各戸配付するとともに、申込期間中(4/1～4/14)は本庁舎・各支所、商業施設等にて配布	専用ウェブサイト上の申込用フォームからの申込みのみ
申 込 上 限 数	1人7セットまで	1人7口まで
申 込 サ ポ ー ト	利用者向けコールセンターや事務処理センターでの申込サポートを実施	
そ の 他	発行数を超える申込があった場合は、申込状況により購入セット（口）数を減数調整し、申込者全員が購入できるよう対応する。	

### 3 購入方法等

区 分	紙商品券	電子商品券
販売期間	令和8年(2026年)5月15日(金)～5月21日(木)	
購入数等の通知方法	<p>ア 専用ウェブサイト上の申込用フォームからの申込みに対しては、登録されたメールアドレス宛に購入数および購入方法を送信するとともに、購入引換券を発送</p> <p>イ 申込用はがきによる申込みに対しては、購入引換券の発送をもって代える</p>	登録されたメールアドレス宛に購入数および購入用のURLを送信し、購入後は、電子商品券のアプリ登録に必要な情報を送信
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           ※ 申込多数によりセット(口)数を調整した場合は、実際に購入可能な数を通知する         </div>	
購入方法	<p>市内商業施設等に設置する販売所において現金支払い</p> <p><b>【販売所(9箇所)】</b></p> <p>丸井今井函館店 キラリス函館 マックスバリュ石川店 グランディールイチイ スーパーアークス (アドマーニ、港町店、戸倉店) イオン湯川店 函館東商工会本所</p>	クレジットカード決済またはコンビニエンスストアにおいて現金支払い
購入サポート	携帯電話キャリアショップ(市内6箇所)や紙商品券引換販売所で実施	

### 4 取扱事業所の募集

申請・登録方法	<p><b>【新規募集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年(2026年)3月2日(月)から募集開始(以降随時受付)</li> <li>・専用ウェブサイト上の申込用フォームからの申込み</li> </ul> <p>※ 紙商品券購入者に配付するチラシへの掲載を希望する場合は、3月31日(火)までに申込みが必要</p> <p><b>【前回登録された事業者の継続手続】</b></p> <p>前回取扱事業所として登録された事業者へは、継続登録に関する意向確認通知を発送(簡易手続)</p>
募集対象者(取扱事業所の資格)	函館市内にある小売業、飲食業、各種サービス業等の店舗を営む事業者
商品券の取扱い	「紙商品券のみ」または「紙商品券および電子商品券」のどちらかを選択
取扱事業所向けサポート	事務処理センターでの取扱事業所向けサポートを実施

### 5 広報宣伝およびコールセンター開設等

- ・専用ウェブサイトの開設(3/2～)
- ・商業施設等への事業告知ポスター掲出
- ・新聞、SNSへの広告掲載、ラジオCM等
- ・利用者向けコールセンター開設(3月下旬頃)
- ・事業者向けコールセンター開設(問合せ:0120-525-090(事務処理センター))